

武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会の
公開・運営に関する確認（案）

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市自殺対策計画（仮称）策定委員会（以下「委員会」という。）が行う会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条ただし書の規定に該当する場合で、委員会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 委員会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「委員長」「副委員長」「委員」「事務局」等とし、個人の氏名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 委員会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市政資料コーナーへの配架及び市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 委員会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。